

様式12

令和 6年 9月 24 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿



茨城県水戸市百合が丘町8-8
医療法人 たむら小児科クリニック
理事長 田村 和喜
電話029(240)0502

決 算 届

令和 5年 6月 1日から令和 6年 5月 31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

【添付書類】

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事監査報告書

[別 紙]
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 6 月 1 日 至 令和 6 年 5 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 たむら小児科クリニック
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地

茨城県水戸市百合が丘町8-8

茨城県水戸市見川2丁目108番地26・アバントラス一周館A棟2階の201-1号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成18年2月20日

(4) 設立登記年月日 平成18年3月10日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	田村 和喜	たむら小児科クリニック管理者
理 事	田村 京子	TOMOこどもクリニック管理者
同		
同		
監 事		

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

[別 紙]

様式 1

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	たむら小児科クリニック	0810114223	水戸市百合が丘町8-8	0床
診療所	TOMOこどもクリニック	0810114918	水戸市見川2丁目108 番地26・アーバンテラス一周館A 棟2階の201-1号	0床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設について
は、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床の
それぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載
すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に
【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年7月20日 令和4年度決算の決定

令和5年7月20日 令和5年度の借入金額の最高限度額の決定

〃 令和5年度の理事報酬の限度額の決定

様式2

医療法人 たむら小児科クリニック
茨城県水戸市百合が丘町8-8

※医療法人整理番号

			2	9	4
--	--	--	---	---	---

財産目録
(令和6年5月31日現在)

1. 資産額	115,979千円
2. 負債額	38,870千円
3. 純資産額	77,108千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	89,475
B 固定資産	26,504
C 資産合計	(A+B) 115,979
D 負債合計	38,870
E 純資産	(C-D) 77,108

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土	地	<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借)
建	物	<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借)

様式3-2

医療法人 たむら小児科クリニック
茨城県水戸市百合が丘町8-8

※医療法人整理番号 2 9 4

貸 借 対 照 表

(令和 6年 5月 31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	89,475	I 流動負債	20,401
II 固定資産	26,504	II 固定負債	18,469
1 有形固定資産	25,456	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	26	負債合計	38,870
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	1,022	純資産の部	
		科目	金額
		I 出資金	13,500
		II 積立金	63,608
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	77,108
資産合計	115,979	負債・純資産合計	115,979

様式4-2

医療法人 たむら小児科クリニック
茨城県水戸市百合が丘町8-8

※医療法人整理番号 2 9 4

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 6月 1日 至 令和 6年 5月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 頓
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	168,237
2 事 業 費 用	158,706
本來業務事業利益	9,531
B 附帶業務事業損益	
1 事 業 収 益	
2 事 業 費 用	
附帶業務事業利益	
事 業 利 益	9,531
II 事 業 外 収 益	320
III 事 業 外 費 用	254
經 常 利 益	9,597
IV 特 別 利 益	1,862
V 特 別 損 失	
税 引 前 当 期 純 利 益	11,459
法 人 税 等	2,441
当 期 純 利 益	9,018

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

法人名 医療法人 たむら小児科クリニック
 所在地 茨城県水戸市百合が丘町8-8

※医療法人整理番号			2	9	4
-----------	--	--	---	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額(千円)	事業内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)
該当なし

(2)個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)
該当なし

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 たむら小児科クリニック

理事長 田村 和喜殿

私は、医療法人たむら小児科クリニックの令和 5 年度（令和 5 年 6 月 1 日から 令和 6 年 5 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 7 月 6 日

医療法人 たむら小児科クリニック

監事